

宇土市人為による災害の防止等に関する条例に伴う事前協議の手続きについて

－ 1,000㎡ 以上 3,000㎡ 未満 の場合 －

宇土市では、人為による災害を未然に防止し、良好な住環境を整備し、維持していくため、条例第4条に規定してある「1,000㎡以上の開発等の行為」を行うときは、事前にその計画内容を協議することを定めています。

手続きの流れについて

1 事前協議申請

回答までの期間：1ヶ月～2ヶ月

- ・事前協議申請書（様式第1号）と下記書類を揃えて電子データを提出
※ 詳細協議や法的手続きが必要な場合は、事前に担当課と協議ください
- ▶ 事業計画書（様式第2号）
- ▶ 付近見取図（位置図）
- ▶ 字図
- ▶ 登記事項証明書
- ▶ 現況写真
- ▶ 計画設計図一式（※詳細別紙）
- ▶ 水利計算書（必要な場合のみ）
- ▶ その他の必要な書類

2 事前協議申請調査・回答

- ・都市整備課から、関係各課に調査を照会
- ・各課からの協議項目を取りまとめ、代理人に回答を行う
- ▶ 回答において、要協議の回答があったものは、所管課と協議を実施
- ▶ 計画の変更や図面の修正があった場合には、都市整備課にも提出すること

3 開発等の行為実施・完了検査

- ・事前協議の回答を基に、関係課で完了検査を実施
- ▶ 都市整備課にご連絡のうえ、日程調整をお願いします
- ▶ 検査時には、カメラ・黒板・ポール等をご持参ください
- ▶ 道路については、必要に応じて、舗装厚（コア）を確認する場合があります

4 完了検査・是正写真の提出

- ・完了検査時の写真及び是正の指示があった場合は、是正後の写真を電子データで提出

問合せ・申請書提出先

宇土市都市整備課地域整備係

TEL:0964-27-3333（直通）

mail:toshi04@city.uto.lg.jp（10MBまで受信可）

